

桐生都市計画下水道の変更について

標記について、公述申出の内容は以下のとおりとする。

< 公述の申出 >

公 述 申 出 書 の 提 出 : 公聴会で公述を希望する人は、市長へ「公述申出書」を提出することができる。(様式自由)

「公述申出書」には、住所、氏名、年齢、職業、電話番号及び都市計画原案についての利害関係及び意見の要旨(原稿用紙400字以内)等を記入し、**令和7年9月22日(月)午後5時15分までに**直接又は郵送(必着)で提出する。

※なお、期限までに公述申出書が提出されない場合には、桐生市都市計画公聴会規則第5条に基づき、公聴会は中止となる。その際は、**令和7年9月30日(火)**に下水道課及び公聴会開催予定場所にその旨を掲示する。

公述申出書の提出場所: 下水道課(〒376-0025 桐生市美原町2-5 桐生市水道局)

公 述 人 の 選 定 : 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た人のうちから市長が選定し、その旨を通知する。